

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）等」に対する意見募集（パブリックコメント）について

令和6年12月13日（金）

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）等」について、広く国民の皆さまから御意見を募集します。

この改定案の策定は、同条約の対象物質の追加などを踏まえ行われたもので、ストックホルム条約関係省庁連絡会議の中で、同条約に基づく国内実施計画の改定案がとりまとめられました。同改定案をより深めるため、この度広く御意見を募集する運びとなったものです。

今回、本改定案について、たくさんの御意見をお待ちしております。

1. 意見募集となった背景

残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs条約」という）では、その第7条において、各締約国に対して国内実施計画の作成や実施に努めることを求めており、日本はPOPs条約を平成14年8月30日に締結し、国内実施計画を作成しました。平成17年8月24日には「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で了承されました。その後、新たにPOPs条約対象物質が発効したことなどを受け、平成24年8月、平成28年10月及び令和2年11月に国内実施計画を改定しました。

今回、令和4年6月の第10回締約国会議において対象物質として追加が決定したペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）とその塩及びPFHxS関連物質の効力が発効したことなどを受け、関係省庁連絡会議で、「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）」と、国内実施計画の実施状況を点検し「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（令和2年11月）の点検結果（案）」を取りまとめました。本案について、広く国民の皆さまからの御意見を募集する運びとなりました。

2. 意見募集対象

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（改定案）」

「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画（令和2年11月）の点検結果（案）」

※いずれの資料も、環境省ホームページhttp://www.env.go.jp/press_04102.htmlで御覧いただけます。

3. 関係する資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

(2) 窓口での配布

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課

（東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階）

4. 募集要綱

(1) 募集期間

令和6年12月13日(金)から令和7年1月14日(火)17:00まで

※郵送の場合は、令和7年1月14日(火)必着です。

(2) 意見の提出方法

- ・インターネット (<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)
- ・郵送

※郵送の場合は封筒に赤字で「『残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画(改定案)等』に関する意見」と記載してください。

※宛先については、下記の提出先をご確認ください。

※なお、御意見は、日本語に限ります。また、上記以外の方法(電話など)による御意見は受け付けかねますのであらかじめ御了承ください。

【記入要領】

- ・宛先 「環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課」意見募集担当係
- ・件名 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画(改定案)等」に関する意見
- ・郵便番号、住所、氏名(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)、電話番号、電子メールアドレス
- ・御意見
- ・該当箇所(ページ数、行数など)
- ・意見内容(2000字以内)
- ・理由

【提出先】

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課 意見募集担当係

(3) 意見の取扱い

皆さまから頂いた御意見につきましては、今後の政策における参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

提出いただきました御意見につきましては、郵便番号、住所、氏名、電話番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることもあわせてお含みおきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合、また個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡や確認といった本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

環境省大臣官房環境保健部化学物質安全課	
代表	03-3581-3351
直通	03-5521-8261
企画官	長谷川 敬洋
保健専門官	西川 玄希
担当	酒井 学